

静岡市高温対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、夏季の異常高温によるイチゴの生産における被害を低減し、本市の農業の生産の安定及び維持を図るため、遮光・遮熱資材をイチゴ育苗に用いるハウス（以下、「ハウス」という。）へ導入する事業（以下「事業」という。）を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「遮光・遮熱資材」とは、ハウスの遮光若しくは遮熱又はその両方を目的とした、ネット、シート、フィルム資材又はハウス表面への塗布剤をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるもののうちから市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 市内に住所を有する農業経営主
- (2) 市内に住所を有する農業者等で組織される任意団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）
- (3) 市内に主たる事業所を有する農業生産を行う法人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に設置されているハウスに遮光・遮熱資材の導入を行う事業のうち市長が必要であると認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、遮光・遮熱資材の購入に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、国、静岡県又は静岡市から他の補助金の交付を受ける経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とし、8万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、高温対策緊急支援事業補助金交付申請書(様

式第1号)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し等の補助事業に要する経費の根拠となる資料

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、高温対策緊急支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(3) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高温対策緊急支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、高温対策緊急支援事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに高温対策緊急支援事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、高温対策緊急支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

高温対策緊急支援事業補助金交付申請書

申請日 年 月 日

（宛先） 静岡市長

申請者

補助金の交付を受けたいので、静岡市高温対策緊急支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

① 申請者	郵便番号	
	住所	静岡市 区
	氏名	
	電話番号	

② 事業費	事業費（税抜き）	円
	交付申請額	円
	自己負担額	円

③ 事業内容	事業の内容	
	事業実施場所	
	施工するハウスの面積	

添付書類 見積書の写し等の補助事業に要する経費の根拠となる資料

様式第2号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

高温対策緊急支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市高温対策緊急支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

（1）次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の内容

イ 補助事業の事業費

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

（2）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（5）市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分すること

により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) (1) から (7) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第3号（第10条関係）

高温対策緊急支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕
申請者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市高温対策緊急支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

見積書の写し等の補助事業に要する経費の根拠となる資料

（交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎を変更しようとする場合）

様式第 4 号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

高温対策緊急支援事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市高温対策緊急支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第 5 号（第12条関係）

高温対策緊急支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 〕
報告者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市高温対策緊急支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 交付決定額 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
納品書の写し等の補助事業実施の根拠となる資料

様式第 6 号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

高温対策緊急支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市高温対策緊急支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第 7 号（第14条関係）

請求書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 〕
請求者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市高温対策緊急支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座	金融機関	銀行・信用金庫・農協 支店・支所
	口座番号	普通・当座 No..
	口座名義	